

# 經濟論叢

第十一卷 第六號

---

- R. H. トーニーのヒューマニズム  
..... 出口 勇 蔵 1
- 賃金の価格分析と所得分析..... 島 津 亮 二 21
- 日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (完)  
..... 小 野 一 一 郎 37
- 代替定理について..... 森 口 親 司 56
- 

昭和三十三年六月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 日本におけるメキシコドルの 流入とその功罪(完)

小野 一 郎

## 目 次

- は し が き
- 一 洋 銀 (メキシコドル)
- 二 開港と洋銀の流入 (以上八一卷三号)
- 三 金貨の流出 (八一卷四号)
- 四 幣制の改革
- 五 洋銀相場の問題
  - (A) 洋銀相場の発生と貿易通貨としての洋銀の確立 (以上八一卷五号)
  - (B) 相場変動の推移とその原因
  - (C) 相場下落の影響
- む す び——洋銀の功罪—— (以上本号)

## B 相場変動の推移とその原因

交換停止ニ自然相場通用以後において洋銀相場はいかなる変化をたどったか。表にして示すと次頁のとおりである (一ドル当り銀目は一両ニ六〇复建 表(A)参照)。

このような交換停止以後の洋銀相場低落の最大の原因が、わが国の出超にあつたことは申すまでもない。したが

日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (完)

第八十一卷 三七三 第六号 三七

洋銀相場の推移(A)

時 期	1ドル当り 銀 匁	100ドル当り 一分銀 個数
万延元年(1860)		
5月29日 <sup>1)</sup>	36	240
7月 <sup>2)</sup>	30	200
8月 <sup>3)</sup>	32	210
9月 <sup>4)</sup>	33.3	225
文久元年(1861)		
1月 <sup>5)</sup>	36~36.7	230~245
文久2年(1862)		
1月 <sup>6)</sup>	35.82	238
文久3年(1863)		
1月 <sup>7)</sup>	34.49	230
元治元年(1864)		
1月 <sup>8)</sup>	35.20	234

注 月日は旧曆。(1)(2)(3)(5)は石井前掲論文(歴史学研究11巻6号)所収イギリス領事報告による。(4)は遠藤前掲論文(史学雑誌42編7号)所収両替屋播磨屋 両替方九番日記による。(6)(7)(8)は田口卯吉『経済策』所収「洋銀排除論」(田口卯吉全集第三巻101ページ)による。銀日のみあるいは一分銀個数のみ表示のものは夫々換算して兩者を示した。なお公定は1ドル=3分=45匁。

四四匁二分六厘であり、翌三年には五一匁七分五厘を記録していることはこのことを物語るものであろう。(右井前掲論文下 歴史学研究十一巻六号なお三年の数字は同論文記載洋銀百ドル一分銀三四五個より銀日に換算せるもの)なお以上の洋銀相場の変遷をいまひとつの資料(茂木惣兵衛の明治八年五月付紙幣寮宛の洋銀相場書上)によつて示すと次頁の通りである。(表(四)参照)

以上にあげた洋銀相場はすべて横浜を中心とするものであるが、洋銀相場は開港場のそれぞれにおいて、相場が異つていた。たとえば、一八六三年八月(文久二年七月)のイギリス領事ウィンチェスターの報告によると、当時函館では洋銀一〇〇ドル一分銀二六〇個と二七〇個(これを一ドル当りに換算してみると一ドル二三九匁と四〇・五匁、

つて慶応年間に入り、輸入が増加するにつれて相場は次第に回復(内貨建で)する。さらに慶応二年輸出入がほぼバランスし、三年に入つて入超に転ずるようになる。洋銀相場は上昇に転ずるにいたる。慶応二年七月の横浜における洋銀相場の平均は売上四五匁五分三厘、買下四四匁七分二厘、同八月のそれは売上四五匁六厘、買下

洋銀相場(B)

年次	銀目
文久2年	{35.87
	{31.82
" 3年	{36.47
	{34.49
元治元年	{39.4
	{32.61
慶応元年 (1865)	{36.93
	{34.63
" 2年 (1866)	{46.57
	{39.5
" 3年 (1867)	{50.4
	{45.19

注 月平均による最高  
最低相場による。山  
口茂国際金融192  
ページ所載による。

ではこのような洋銀一分銀の両替媒介を行う業者が存在しなかった。そこで商人は各自江戸の両替商において引換をなしたといわれる。原前掲書十五ページ) 横浜においてこのような業者が発生するのは文久二年頃といわれるが原稜威雄氏はこの事情をつぎのようにのべている。

「輸出者ハ一分銀ヲ要シ輸入者ハ洋銀ヲ必要トスルモノナルカ故ニ貿易額ノ増加スルニ從ヒ両者ノ仲間ニ立テ需給ヲ投合スル機関ノ發生スルハ自然ノ數ニシテ文久二年頃横浜ニ十七八軒ノ周旋屋ナルモノ生セリ是レ後年隆盛ヲ極メシ兩換商ノ權輿ナリトス……次テ文久二年頃本町四丁目ノ生絲売込商肥前屋小助ナル者神奈川奉行ノ許可ヲ得兩換商ヲ開始セリ是レ横浜ニ於ケル兩換商ノ嚆矢ニシテ俗ニ弗屋ト称セリ後漸ク數ヲ増シ元治ノ頃ニハ三十余軒トナリ……」(原前掲書十五—十六ページ)

もちろんこの記録は正確を保し難いが、ほぼ文久二年以後横浜において、このような需給を調整投合せしめる周旋人、両替商が発生したことは確かであろう。さらにこのような需給投合は貿易の発展、両替商の増加にともない、一定の場所に集合して取引を行うことにより一層発展させられることになった。同じく原稜威雄氏はこの事情をつ

横浜では二三〇個〜二四〇個(三四・五匁〜三六匁)、長崎では二一〇個〜二三〇個(三一・五匁〜三三・五匁)の割合であった。このように各地の相場が異っているのは各地間の需給を平準化すべきメカニズムの欠如に帰することができ、各個の開港場においては、この需給を平準化し、相場を均一化せしめる両替商が存在した。(文久元年以前において横浜

ぎのようにのべている。「売込商ハ洋銀ヲ売却シ引取商ハ購入スルノ必要アリシヲ以テ是ヲ両換商ニ命シ両替商ハ各店ヲ歴訪シ需給ノ投合ヲ計レリ然ルニ貿易ノ発達及両換商ノ増加スルニ従ヒ斯クノ如キ方法ニテハ多大ノ努力時間ヲ要シ到底業務ノ敏活ヲ期スル能ハサリシヲ以テ合議ニヨリ本町四丁目ノ両換兼木材商肥前屋七兵衛(肥前屋小助ト同一人ニ非ルカ)方ニ口々集合シ互ニ注文ヲ調達スル事トセリ……文久元治ノ頃ナリキ

其任法ハ直取引相對売買ニシテ調約ノ翌日実物ノ受授ヲナシ其ノ支払貨幣ハ主トシテ一分銀ナリキ元來両換商各自ノ注文ヲ調達スル便宜上ノ集合ナリシカ故ニ總テ実物売買ニシテ未タ思惑売買又ハ差金取引ナルモノノ発生セス從テ相場變動ノ範圍モ狭少ニシテ弊害ト目ス可キモノナク貿易上有用ノ機關タリキ……」(前掲書十七—十八ページ)

このような機関はおそらく各港において存在しただろう。しかしこれら相互に遠隔の各港相場を直ちに平準化すべき機構はなお存在しなかった。相場が同一地域において平準化されても各港において異なるのはこのためである。

両替相場——この場合、對外支払手段・貿易通貨という特殊な使用価値を荷う洋銀の両替相場——たる洋銀相場が以上のように慶応年間に到るまで低位の水準におかれ、かつ各港で夫々異なる水準をもつたのは、すでにのべたように主としてわが国の出超(洋銀供給の増加)ならびに各港における相場の不整一性を消去するメカニズムの欠如に帰せられるのであるが、いま後者の問題はさておき、前者つまり洋銀相場低落の原因についての一二の見解を検討しておきたい(後者については従来言及はなされてない)。たとえば先記イギリス領事ウインチェスターは一八六三年二月十八日(文久三年一月一日)附書翰においてその原因を、(イ)輸出超加 (ロ)支那ギルドによる低悪ドルの輸入 (ハ)メキシコ貨のあるものに対する不可解なる拒絶 (ニ)日本通貨の供給不足をあげ、その中でとくに(ニ)について、それが外国貿易によって増大した該國(日本)の取引に要する通貨を供給するについて日本の造幣局の活動が平行しな

かつたことによつて起つたとし、「余の信ずるところによれば、若しも日本政府がその造幣作業に増大したる活動力を与へるべく説き諭されて居つたならば、通貨上の難事と不規則状態の大部分は、流通仲介物の供給の増加と共に全くその影をひそめたであらう」（高橋、前掲論文、史学十八卷一号）とのべている。石井教授も洋銀相場低落の基本的原因として、ウインチェスターのあげた(1)(2)つまり輸出超過と日本通貨の供給不足をあげ、さらに劣悪なる洋銀流入（ウインチェスターの(3)の要因）等の事情もこの趨勢を促進したとされている。（石井前掲論文、歴史学研究十一卷六号）そして、基本的原因である(1)(2)の関連について、大要つぎのようにのべられている。輸出超過によつて多額の洋銀が流入し、供給過剰になった。これに対して輸入貿易が少額であつた当時において、輸入品の支払手段である洋銀に対する大きな需要がなかつた。以上の需給関係だけからでも洋銀の一分銀に対する交換価値を低位におかざるをえなかつたのに、さらにもう一つ洋銀にとつて悪い条件が存在した。それはわが国では洋銀は外国人との取引以外には国内で決して通用しなかつたことである（ウインチェスターの(4)の要因）。そこで外国人より洋銀を受取つた我が輸出商は之を一分銀に換えざるをえない。しかるにわが造幣能力は低劣であつたのでこの大なる一分銀の需要に歩調を合わせることができなかつた。つまり一分銀の場合は洋銀とは正反対に、需要が大であつたのに供給が少なかつた。そしてこのことは一分銀を洋銀に対していよいよ騰貴せしめたとされている（同上論文）。

石井教授の見解はウインチェスターがとり出した四つの主要なるファクターを相互に関連した一連の要因として整理説明されている点においてはなほだ明解である。しかし、この見解が万延以後の自然相場運用以後の相場低落の原因を示すものとすれば、事実そうなのであるが、誤つてゐるといわざるをえない。というのは、自然相場運用ということとは、そもそも条約規定の同種同量通用・交換Ⅱ対外的自由鑄造規定の停止（もつとも前にのべたように部分

的のこつてゐるが」ということなのであるから、わが国の造幣能力が低劣であつても、なくても、洋銀流入 $\parallel$ 供給、つまり洋銀の対一分銀需要に見合う一分銀の対洋銀供給を行うといふことは、はじめから存在しない(義務づけられていない)わけだからである。であるから「我が造幣能力は低劣であつたので、この大なる一分銀の需要に歩調を合せることが出来なかつた」(同上五一ページ)このことが洋銀の低落を一そう強化したとすることはできない。この場合、造幣能力があつたとしても、輸出超加で一方輸入需要 $\parallel$ 洋銀需要がなければ、洋銀相場は低落せざるをえないからである。強いて造幣能力との関連を求めんとすれば、それはおそろくつぎのような場合だろう。つまり幕府が流入した洋銀を時相場で買上げ、あるいは上納金の形で入手し、これを一分銀に改鑄し、自ら市場に放出する場合である。(このことはそもそも洋銀相場が改鑄費用をまかなえるだけ低いことがまづ前提となる)この場合幕府の造幣能力が大であり、かつ市場放出量が大であつて物価騰貴を促進し、それが輸入需要をひきおこし、輸出超加を縮少するような場合には、洋銀相場は上昇に転ずるであろう。しかしこのこと自体先きの一分銀需要に歩調を合わすことができるとかできないとかいつた洋銀一分銀の單純な直接的關係の問題とは無縁である。自然相場通用以後の相場低落の基本的原因はあくまで、輸出入バランスの状態如何にあるといわねばなるまい。造幣能力の問題はただこのバランスに影響するかぎりでのみ問題となりうるのであつて、決して「(一)輸出超加 (二)日本通貨の供給不足 $\parallel$ 造幣能力の低劣兩者相まつて」(同上五一ページ)洋銀の低落をまねいたといふような並列的原因となりうるものではないのである。洋銀過剰供給 $\parallel$ 一分銀需要にちようど見合う一分銀供給を正にそれに向つて行ふべき必然性そのものが、存在しないからである。石井教授自身、すぐそのあとで、「開港後の貨幣問題として重視すべきは金貨の濫出ではなく、寧ろ洋銀の「濫入」であつた。……かかる莫大な洋銀の流入は、万延元年の金貨価格引上を目的とする

金貨改鑄と相俟つて通貨の大膨脹を來したことは疑を納れない」(傍点は石井教授、同上五三―五四ページ、丸点は小野)といつておられるのであるから、洋銀相場の低落を通貨の供給不足に結びつけるのは全く矛盾しているといわねばなるまい。

以上洋銀相場騰貴の原因について検討を加えたのであるが、この点について二三のことを補足しておきたい。第一に、この相場の変動は、もしわが銀貨について先きに定められた約四%の改鑄費(一ドル＝三分の場合厳密には三・五四%の改鑄費を認めたことになる)をとつたとしても、その上で自由鑄造制をとつていたとすれば、相場は四%の改鑄費に鑄造期間の利子を差引いた相場以下に低下しなかつたであらう。

さらに第二に、たとえ自由鑄造制が存在しなくても、したがつて地銀に比べて鑄貨の価値が合理的な改鑄費以上に上つたとしても、とにかくにも地銀買上価格が存在したとすれば、洋銀相場の下落は地銀としての洋銀価格つまりこの地銀買上価格によつて換算された洋銀の地銀価格以下には低下しなかつたであらう。当時洋銀は海外では地銀に対して打歩をもつていたから(高橋前掲論文)この場合、それ以下(地銀価格以下)になると地銀のままて輸入(日本に)されることになる。

第三に非貨幣用地銀の市場がある程度の自由と規模とをもつて存在し、それが貨幣用地銀の買上価格と相異なる場合も存在しう。もしこの市場の規模が相当の大きさをもちものとすれば、さらにその地銀市場価格が買上価格より大であるとすれば、洋銀はこの地銀市場価格によつてもその相場下落を制約・限定されたであらう。

しかし、わが国の場合、第一はもちろん、第三の条件もまた存在しなかつた。第二の場合についてはこれを確かめる正確な資料はわたくしのしるかぎりでは見当らない。しかし洋銀にかわつて地銀が輸入されたという事実が存



在しないことからすれば、洋銀相場下落は、地銀買上価格より下落しなかつたか、あるいは洋銀ないし、海外からの地銀を地銀として買上げること自体が制約されていたか、そのいずれかに帰着する。後者の場合には当然地銀買上価格以下への洋銀相場の低下が起りうる。ただしこの場合貨幣当局は当然低価洋銀の買入れに乗り出し、それだけ改鑄益をおさめようとするから相場下落は公定買上価格まで回復する傾向をもつことになるだろう。万延元年（一八六〇）から元治元年（一八六四）にかけての連年の出超にかかわらず、洋銀相場がほぼ平均して、百ドルにつき一分銀二三〇〜二四〇個の水準を維持しているのは（前掲表参照）、このような一定水準以下への相場下落を阻止する諸力が働いているためと思われる。

イギリス神奈川領事ウインチェスターは一八六二年十二月二十四日（文久二年十一月四日）付の覚書において「如何なる条件の下に日本政府は貨幣にする目的を以て銀を買ひ得るであらうか？ 商業上の調査によって充分認められる通り、一分銀二三三個で一分銀三〇〇個の重量に等しき純銀の重量が獲得され得る。併し一分銀は七乃至十パーセントの合金物を含有する。その合金物は造幣費用に充当されたものと見る事も出来る。そこで事実上日本に於いては、土着の幣制は銀に対して三分の一の追加価値を附与する事になる。通用して居ると云う事の固有性が三三パーセント迄の値打がある。外国貨幣は、例へばドルの如きは、日本に於いて地銀として以外に何等の特質あるものとも一般に考へられ得ない。故にドルが二・三〇（一分銀二・三個—小野）の値打がある際は略々土着地銀と同価値である。……ドルの開港場に於ける地方的流通は、全体から見て、土着地銀よりは幾分は高くあるべきである。故にドルが二・三〇乃至一・四〇（つまり一〇〇ドル—一分銀二三〇〜二四〇個—小野）で交換せられて居る時それは標準に相当してゐると考へられる」（高橋前掲論文下）とのべている。この報告にある一分銀二三三個で一分銀三〇〇個の

重量に等しい純銀の重量が獲得されるということが、市場での純銀の相場なのか、あるいは政府の貨幣用地銀買上価格なのかは明らかではない。しかし、いまかりにウィンチェスターの覚書の言葉通り、これを日本政府の当時の地銀買上価格とすれば、洋銀相場はほぼ平均して地銀買上価格の水準を維持したことになる。洋銀相場がこの水準以下限より下落する場合も存在するが、それはそのときどきの需給により説明するほかはない。下落がいちじるしい場合には逆に金の流入すら行われている。たとえば、アープスノットは一八六三年二月十八日(文久三年一月一日)の報告において一〇〇ドルと交換に与えられる一分銀の数は自然相場通用後最初は二三〇個であったがこの率は長くつづかないで、「日本人は百ドルと交換に与へる一分銀の数を二百十個に減ずることを要求し出し、その後更に二百二個に減らすことを要求し出した。この法外もなく高い銀貨鑄造料の結果(かれは洋銀相場の下落を鑄造費の増加と同一視している—小野)は金の関連値段に反動を来した。そして余の報告を受けた所を以てすれば金の大量が支那人によって日本へ最近輸入され、而して小判に鑄造せんが為に造幣局へ持ち込まれた由である」とのべている。

(高橋前掲論文中 史学十七卷三号) 事実バスク・スミスの推計によれば一八六三年度において横浜に二二五、三五一磅の北京金塊が持込まれている。(M. Paske-Smith, *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days*, 1930, pp. 205-206.)

相場がこの水準よりはるかに上昇する場合も、出超傾向にかかわらず、むしろ存在した。これは主に前にふれたように一ドル＝三分替の公定レートが公館用、軍艦乗組員用などの政府間取引において維持され、とくに軍艦の入港による交換高(一分銀供給)が巨額に上ったからであろう。たとえば、函館と横浜におけるこの軍艦のもつ交換限度額は各港につき年百万ドル(一分銀三百万個＝七五万両)である(高橋前掲論文下)。相場が上昇しているのは大体こ

の艦隊入港時であるが、商人が、このルートを利用して交換を行ったことも疑いがないと思われる。

(1) 洋銀相場の変遷は人によって夫々異なる。参考のため原綾威雄、田口卯吉氏の数字もかかげておこう。ともに出典を明らかにされていないが、前者は平均の概数であり、後者は各一月のみの相場であるという制約がある。

洋銀相場の推移  
(各1ドルにつき)

(A)	万延元年	37~38
	文久元年	38~40
	文久2年年	30~33
	慶応元年	40~45

注 原綾威雄前掲書17ページによる。

(B)	文久2年1月	35.82
	" 3年 "	34.49
	元治元年 "	35.20
	慶応元年 "	34.66
	" 2年 "	39.50
	" 3年 "	37.63

注 田口卯吉前掲書101ページ。

(2) 函館での相場上昇はロシア艦隊の入港により洋銀に対する一分銀の供給が豊富である反面、輸出が少ないことに起因する。(高橋前掲論文下・史学十八卷一号)

(3) このほか外国で造られた一分銀、贋造一分銀の流

入も行われたということである。(高橋前掲論文下)

### C 相場下落の影響

洋銀相場下落がおよぼした諸影響について以下簡単にふれておこう。

洋銀の自然相場通用を外国側が許した原因の一つが洋銀相場低落による輸入増加への期待にもとづくことは前記のべた。しかし輸出を凌駕する輸入増加への期待は少くとも慶応年間に入るまでは実現されなかった。しかしこのことをもって、相場低落が輸入に与えた影響を全く無視することはできないだろう。万延元年から慶応元年にいたる輸入額を指数によってとらえるならば、輸入増加率の方が輸出増加率を上廻っていることが判明する(次頁表参照)。もちろんこの輸入増加の原因をすべて相場下落に帰することはできないことはあらためて指摘するまでもないが、相場下落の影響を無視し、洋銀の自然相場通用以後、輸入貿易の増加は「数箇月継続したのみで、……やが

貿易額の推移 (単位ドル)

年次	輸出	同指数	輸入	同指数
万延元年 (1860)	4,713,788	100	1,658,871	100
文久元年 (1861)	3,786,566	80	2,364,609	143
文久2年 (1862)	7,278,525	154	3,881,765	234
文久3年 (1863)	12,208,218	259	6,199,101	374
元治元年 (1864)	10,572,223	224	8,102,288	488
慶応元年 (1865)	18,490,331	392	15,144,271	913

注 貿易額は石井孝、森末貿易史の研究50、52—3ページによる。指数は小数点1位四捨五入。石井教授も同じく指数計算を行われているが、一個所誤値と思われるものがある。ここでは私の再計算によった。

てもとの沈滞に歸り、予期されたような発展を遂げなかつた(石井前掲論文下、歴史学研究十一巻六号)とすることはできないと思われる。

ところで輸出はこれによって、いかなる影響をうけただらうか、相場下落にもかかわらず、輸出は躍進をつづけ、出超は継続した。これはたとえ洋銀相場が低落したとしても、海外の市場が広く、また価格差が十分の利益を外商に保証し、さらに外商は洋銀相場の低落しただけ、かならずしも多くの洋銀を日本の商人に支払う必要がなかったからである。「ドル(洋銀—小野)が日本人によって名目上一分銀二個半に評価されようと、二個に評価されようと、茶や生糸に対して、それが三個あるいはそれ以上に評価される

時よりも、一層多くのドルを支払わねばならぬということにはならない。というのは、外国商社は相当な利潤をその手中に残す価値があると思われるだけの洋銀しか与えないと考えられるからである」(R. Alcock, *op. cit.*, p. 375)。この場合損失は日本の商人ではなくおそらく生産者に転化されたことであろう。このような不利益にあまじなけばならなかつた理由は、基本的には封建体制下のわが国市場の未発達によって、生産拡大に適應する市場を海外に求めるよりほかなかつたこと、また主要輸出品たる生糸、茶の直接生産者が、窮乏にあえぐ隷農であつて、営利

原則にもとづいた経営を行う企業者ではなかつたことであつたといえよう。

洋銀減価によつて外商のうけた利益は、以上にとどまるものではない。洋銀の減価によつて彼等は貿易価額を税関に申告する際、実際よりも遙かに低く申告することができ、それによつてただでさえ低い関税を一層低下させることができたことである。イギリスの神奈川領事ヴァイスは一八六一年(文久元年)上半期の貿易報告においてこの点をつぎのようにのべている。「外国の貿易商Aが、日本人から彼が支払ふ貨幣一三五弗で物品を買ふ。同時に弗の市価に従つて、彼は一分銀三百一十個でその額を支払ふことが出来た。彼が彼の物品を積荷する許可を得るため、税関に行く時、彼はそれを一分銀三百一十個の価値ありと申告する。条約に従つて、税関は彼の価値を一三五弗でなく、百非とせねばならぬ。その価格の下に関税は支払はれる。そこで税関で申告された一分銀の価格は実際の申告された価格を得るためには、二十六パーセントだけ増加されねばならない。これに加えて約六パーセントが過小評価や誤れる申告のために加へられるであらう。同様の根拠から輸入は約三十パーセントだけ増さねばならぬ」(石井孝、幕末貿易史の研究、五四ページ)と。所謂「銀貨二様の使い分け」(横浜開港五十年史、四三八ページ)によつて、かれらは正当な関税支払いを免れたわけである。

ところで封建的支配層とくに幕府はこれによつていかなる影響をうけたか。石井孝教授は、出超によつて多額の洋銀が流入し、しかも洋銀は国内で通用されず、結局幕府の手に入り、その際洋銀の低落した自然相場と景目価値との差額がそのまま利益として幕府の手中に帰したとし、洋銀の自然相場通用以来洋銀相場の低落が継続した一八六五年までの洋銀流入額を約千八百万ドル、洋銀の平均相場をその標準価より二十パーセント低位にあつたとみて一分銀改鑄に際し約三百六十万ドルが幕府の手中に入ったとのべられている。(前掲論文 歴史学研究十一卷六号)

この推定は、もちろん、開港場において取引に用いられるため、そこに定着・流通する筈の一定の洋銀量の問題を考慮していない点において修正をまぬがれないし、一分銀そのものの価値低下よりする損失を考慮していない点にも問題はあるが（もっともこの流入洋銀をもって二分金鑄造に利用したとすれば改鑄益は遙かに多くなると思われるが）、幕府がそれによって利益をえたことが疑いえないことを明らかに示している。しかし一面において、わが国の銀産は之によって、多大の庄迫を蒙ったことが想像される。石井教授は「これだけの額（の洋銀—小野）が僅々数年間に流入したことは大銀鉱が発見されたにも等しい」（同上論文）とのべておられるが、すでに洋銀流入による比価変更によって価値を低下せしめられ、それによって当然庄迫を蒙ったにちがいない国内銀産は、たとえそれが幕府の独占にもとづいて經營されたとはいえ、銀価値の低落によって一層の困難を蒙ったことであろう。万延以後における定貨二分金（重量〇・八匁、規定品位千分の金三二〇・〇、銀七八〇・〇、所謂新二分判、この二分判と一分銀の等価関係よりみちびかれる金銀比価は一对二二・匹）増鑄（その鑄造額は一分銀鑄造額を遙かに凌駕する）の論理のひとつはここにもあると私は思う。

他方、莫大な洋銀流入、一分銀の鑄造は金貨悪鑄と相まって、通貨を膨脹せしめ、貿易の開始と増大による需給ならびに価値関係の変化からもたらされた物価騰貴を一層激化せしめたこともまた疑いない。それ故にまた、それは、下層階級、武士、都市生活者、農民の貧困化と、結果としてこれらの幕藩体制への反抗を準備激成せしめる要因として働いたのである。

慶応二年にいたり、輸入激増に超過を契機として洋銀相場も同じく回復、騰貴に転じ、ほぼ条約で規定された標準相場に達するにいたった。外国側はこの状態の維持を目的として、二年五月所謂改稅約書において、再び安政条

約に規定された量目交換規定の復活を意図し、かつこれを強制する規定を条項に挿入した。

同約書第六条には造幣施設を拡張し、日本人又は外国人より差出される外国金銀貨幣ならびに地金は、改鑄費を控除して、それと同等の価値をもつ日本貨幣に、指定の場所において、無制限に交換されることが規定された。この規定は一八六八年一月一日（慶応三年十二月）より実施することを約されたがその実施以前に幕府は崩壊したのである。洋銀問題はかくして明治政府に継承されることになった。明治元年六月四日新政府は英国公使館において締約各国公使と会談し、つぎのような協定に達した。「洋銀百枚に付き一分銀三百一十二錢（個一小野）の割合に準し、内十八錢（約五七八パーセント）小野）は鑄造費用として引去り、残る二百九十三錢を以て、引換ふべき割合を以て、銀座に於て洋銀同性の一步銀（一分銀一十小野）日五万兩宛鑄造し、来る八日より外人洋銀を仲奈川県裁判所に差出すあらば、翌九日之を江戸に相廻し十日より向ふ五日間に鑄造を終り、十五日之れを横浜に廻し、十六日朝より外人へ相渡すべし、其額は一日一万兩たるべし云云」（横浜開港五十年史、五九二ページ）

この協定にもとづいて政府は八月十五日その引換を停止するまでの二カ月間に、横浜在住の外人に対し洋銀一、六八一、六七九ドル二五セント（一分銀一、九六七、〇〇〇兩）の引換を行った。引換を停止したのはもはや引換を要求する外人がなくなったからである。これに対して、各国公使等も何らの異議を唱えるものがなかった（同上書五九二ページ）。これは一〇〇ドルに二九三箇替よりする一ドルの銀目評価四三・六三匁よりも洋銀の自然相場が上昇するにいたったからである。

- (1) というのはたとえ幕府が地金買上価格プラス鑄造費以上に高い鑄貨価値の保持によって利益をえたとしても、つまりたとえさききのべたように一分銀が地銀価値よりも三三%以上の高い価値をもったとしても、銀価値引下げによる銀山経営の困難そ

のものが除去されるわけではないからである。一分銀はかつては地銀に対してほとんどその二倍つまり一〇〇%の追加価値をもっていたのであるから、それが三三%になったこと、つまりそれだけ追加価値の巾が縮小したこと自体が経営の困難をものがたっている。

(2) 明治元年の洋銀相場は前記山口氏所載の表によれば四四・一九匁(一月)、原氏によれば平均四四・一匁である。(山口前掲書一〇一ページ、原前掲書二一ページ)橋本重兵衛、生糸貿易の変遷(六五ページ)によると明治元年の相場は安値が三六匁、高値五六匁とある。山口教授が紙幣整理始末概要所載の相場から換算されたのは三三・六匁となっている。(山口前掲書二〇四ページ)山口教授の計算は紙幣整理始末所載の円、銭、厘建を直接そのままの銀目に直されたものと思われる。しかしこれは正しくない。洞富雄氏の研究によって明らかにされたように、紙幣整理始末の円、銭、厘換算は、明治四年以前についても銀目相場を六〇匁で割ってそのまま円、銭、厘に換算したものであるから(洞富雄「洋銀相場と内国通貨」大隈研究第四輯)、この円はもとの両と読み替えてしかるのち銀日に換算する必要がある。この方法によると上の表のようになる。(同上二〇二ページ洞氏の算出による)

治元 明元	相 場 (1ドルに付)
1月	44.46
2月	44.84
3月	43.94
4月	43.20
5月	38.34
6月	40.62
7月	41.94
8月	45.00
9月	47.82
10月	47.16
11月	49.38
12月	52.26
平均	44.88

なお東京略新聞(明治十三年五月二十五日号)所載の明治元年の相場表も四四・一九匁となっており(同上二〇一ページ)、大体各相場表は一致して四四匁内外を示していることがわかる。

### む す び——洋銀の功罪——

以上わたたくしは洋銀問題について、若干の考察を行ってきたのであるが、最後に、貨幣制度の推転に関するかぎりの洋銀の功罪について、総括しておこう。

すでにのべたように洋銀はわが国と欧米資本主義との接触(それはマルクスによって世界市場の一おうの完成をつける一つのメルクマールとされた)の媒体として、つまり欧米資本主義勢力の日本への浸透における貨幣的荷い手としての



役割を果し、同時にまた、すでに崩壊の要因をはらんでいた幕藩体制に対して外部的衝撃を与え、そのかぎり商品経済の発展と共に明治維新を促進せしめる一契機たる役割をも同時に荷うものであったといえる。

この洋銀は、当初より執拗に意図された国内通用、つまり外国鑄貨の国内通用という、欧米資本主義国によって意図された国内市場の直接的掌握——それは同時に当該国における幣制の独立化——貨幣自主権の喪失を意味する——を爾余の東亞諸国におけるように完全に達成することはできなかった。しかし、洋銀は同種同量交換規定の強制によって、金銀比価格差を利用する金貨の流出——金貨の収奪を強行せしめ、同時にそれを通して徳川貨幣体制を一挙に混乱させ、国際比価体系に即応した比価体系の裁用——幣制の改革を促進実施せしめる原因となった。(この過程が、金貨悪鑄、定位銀貨の実体貨幣化——価値下落を通して物価騰貴の一因となったことはすでにのべたとおりである)

一方洋銀は国内流通に浸透しえなかつたとはいえ、貿易通貨——国際的支払手段としての自己を確立し、開港場において流通し、そのかぎり貨幣自主権を侵害し、貿易関係の発展、西欧勢力の進出に比例してその勢力を拡大し、このことは慶応年間に入ってから入超増、洋銀騰貴とともに一層強化されるにいたつた。

明治維新後わが国の近代的幣制の整備がその緒につくのであるが、その場合、最初に実施を予定された貨幣制度案は東洋銀行支配人ロバートソンの建議にもとづく、自由鑄造制による銀本位制度であり、その場合本位貨幣——銀貨はその総量、品位においてメキシコドルと同一のものであった。つまり洋銀に合致した銀本位制を指向するものであった。この案はそのままの形で実施されず、当時すてにはじまりつつあった国際的な金本位制への移行に着目した伊藤博文の建議により、明治四年の新貨条令において、金本位制の裁用をみるにいたつた。しかしこの新貨条令は一方で貿易の便宜のため、洋銀と同じ貿易銀なる一円銀貨を鑄造し、開港場においてはこれを無制限法貨と

して認め、さらにその自由鑄造制を規定するものであった。しかも一円銀貨は原則として「全く各開港場輸出入物品其他外国人より納むる諸税及日本人外国人と通商の取引に用いるのみにして、内地の諸税納方等公なる私方に用ふへからざるは勿論其他一般の通用を得ざるへし」と規定されたが一方「されとも私の取引に付相對の示談を以て受取渡しいたす分は何れの地にても勝手次第たるへし」と規定され、開港場外への流通の可能性を含蓄するものであった。かくして、新貨条令における金本位制は事実上においては金銀複本位制なる性格をおびざるをえなかった。このように洋銀の存在はわが國幣制の近代の整備の端初において、その方向を拘束、制約する根本的な要素として働いたのである。しかもその後事実上本位貨幣の位置をしめたものは一円銀貨であり、結局明治十八年の兌換銀行券の發行による近代的本位制成立の基礎となったのもこの洋銀と同じ一円銀貨であった。

このように洋銀は幕末・維新における幣制改革に大きな役割を果し、その基軸・規準をなすものであった。

しかしこの点について二つのことが留意されねばならない。一つは洋銀は決してそれ自体としてはわが國の近代幣制を生成せしめるものではなかったということである。たとえば山口茂教授は「一分銀と比較された洋銀が開港場より入って、わが國の貨幣制度を西洋式貨幣制度に移行させて、ついに明治四年の新貨条令を生成させたのである」(國際金融一六四ページ)とされているが、洋銀により惹起された幕藩体制下の改革は決してヨーロッパ式幣制への移行でなく、たんに徳川貨幣体制の國際比価への適應にすぎなかった。わが國の幣制の近代化を推進せしめたものは幣制の統一を希望した外國の圧力もさることながら、あくまで明治維新による幕藩体制の崩壊、幣制の近代化への内的動因ならびにその条件の成立にもとづくものであって洋銀そのものにあつたのではない。もし洋銀そのものに、そのような近代化をおし進める動力があつたとすれば、明末より洋銀の流入をうけた中国、あるいはそれ

より早くフィリップピンこそ、東洋における近代的幣制の嚆矢たるべき資格があつたといわねばなるまい。洋銀の浸透をもっともおそくうけたわが国が、もっとも早く近代的幣制を確立しえた原因は、あくまで、わが国自体の生産諸関係の変革にあつて、洋銀そのものにあるのではないのである。幕藩体制下における洋銀流入は、本質的には洋銀による内国市場の直接的掌握に洋銀の国内通用を意図していたのであり、それはむしろ幣制の独立を侵害し、逆に幣制の複雑化と混乱を助長する側面をもつていたのである。また洋銀によつて結果された幣制改革はなる程国際比価体系に應ずる幣制改革であつたが、それは何ら徳川三貨体制に価値尺度の非単一性、価格基準体系の非単一性を根本的に変革し改革するものではなく、幣制改革に悪鋳は、旧貨の回収を完全に行いえないことによつて、逆に価格基準体系を一層複雑にするものでさえあつたのである。この点は銘記されねばならない。それはあたかも、外国勢力の日本に対する浸透が、（それは同時に洋銀勢力の浸透でもあるが）明治維新を促進せしめる契機となつたとしても、外国勢力それ自体が維新の原動力でなかつたことと同様である。

第二は維新後におけるわが国幣制の整備について洋銀を基準としたことについての評価に関連している。たとえば石井孝教授は「洋銀の勢力は……欧米資本主義勢力の我が市場への進出激化に従つて増大を続け」この事実が「我々に於ける近代的幣制の整備を困難にした」とされ、明治四年の幣制改革が金銀複本位制をとり、銀本位制からの離脱を困難ならしめられたのは、「貿易上に於ける唯一の通貨たる洋銀の勢力、換言すれば我が市場に於ける欧米資本主義の勢力であつた。この近代的幣制確立の困難の中にも、当時の我が経済の従属性を明らかに看取し得るのである」（石井前掲論文 歴史学研究十一卷六号）とのべられている。この評価は洋銀の存在がわが国の幣制改革の方向を規制するものとして作用し、さらに、銀本位よりの脱却を困難にしたことを指摘するかぎり全く正しい。東洋銀

行のロバートソンをはじめ、当時の外国人がわが国に洋銀同等の貨幣制度の成立を希望したのは明らかに洋銀相場の安定を維持し、また、当時にすでに下落過程に突入しつつあった銀価値したがってまた洋銀価値の下落を防止し、洋銀勢力の安定保持を通して、東洋貿易を確保せんとしたかれらの意図を明示するものであったといえる。けれども、このことから直ちに近代的幣制の整備を金本位制の確立と同一視し、明治四年の幣制改革、明治十一年の改正、明治十八年の兌換制度と結合せる銀本位制の成立にいたる、幣制改革の意義を軽視し去ることはできない。たとえ、洋銀同等の円銀にせよ、ともかくにも、これを基軸として本位貨を制定したということ、同時に貿易銀の鑄造によつて、わが国自らが洋銀相場を安定せしめ、貿易銀の東洋市場への進出を通じてその勢力を伸長せしめることを意図したこと、さらにこの円銀を基礎におく兌換銀行券制度の成立をみるにいたったこと、これらのことはすべて、わが国が一面において洋銀したがってまたその事実上の支配者である西欧勢力による拘束し従属を強制されつつも、一面において、これを自己の基盤において利用し、これに対抗する体系の整備に努力しつつあったことを物語っている。金本位制の成立をもつて近代的幣制の整備とするならば、当時イギリスをのぞいて、ヨーロッパ諸国といえども、いまだ金本位国は存在せず、したがって近代的幣制の整備をもたなかったといわねばなるまい。洋銀の勢力と存在、それによる被規定性、従属性をのみ強調することはすでに明治初期幣制改革に内包された前進的、対抗的側面を不当に軽視する結果となり、またこのことから逆に「明治三十年の金本位制——我が近代幣制の確立は、我国が欧米資本主義国よりの従属性より脱却」せることを示すものである（石井同上論文）というような、全く裏返しの従属脱論が生ずることにもなるのである。

- (1) なおこの点については松井清編、近代日本貿易史研究においてくわしくふれるであらう。